

(訟ろ-08)

平成30年6月1日

高等裁判所事務局長 殿

家庭裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局家庭局第一課長 澤 村 智 子

最高裁判所事務総局広報課長 徳 岡 治

最高裁判所事務総局総務局参事官 福 家 康 史

少年の逃走事故が発生した場合の報道対応について

(事務連絡)

標記の在り方については、平成29年7月25日付け刑事局第二課長、家庭局第一課長、総務局参事官及び経理局総務課長事務連絡「法廷及び少年審判廷における逃走事故の発生防止のための取組及び逃走事故が発生した際の留意点について」

(以下「刑事局第二課長等事務連絡」という。)を参考に、各庁において検討を進めていただいていることと思いますが、今般、改めて、別紙のとおり整理しました。

少年事件における報道対応については、刑事局第二課長等事務連絡に記載したとおり、刑事事件と異なり、審判非公開の原則の趣旨を踏まえて、対応の要否、範囲等を慎重に検討することが必要ですが、少年事件及び逃走事故に対する社会的関心の高さから、このような慎重な検討が必要であるとしてもなお、

と考えたものです。

については、裁判官を含む関係職員に周知し、少年の逃走事故が発生した場合に、事件部と事務局が円滑に連携し、庁として適切に報道対応を行えるよう、各庁において検討を進めてください。

なお、刑事局第二課長等事務連絡の少年事件に関する事項のうち、少年の逃走事故が発生した場合の報道対応以外の事項は、従前どおりになります。

(別紙)

少年の逃走事故が発生した場合の報道対応について

第1 基本的な考え方

1 視点

少年の逃走事故が発生した場合には、裁判所は説明責任を果たし、周辺住民等（来庁者等の一般人を含む。）の不安解消や危険防止のため、迅速な報道対応をしなければならない。もっとも、報道対応に当たっては、少年事件の特性（審判非公開の原則、少年の情操保護、少年のプライバシー保護等）を踏まえる必要がある。

2 報道発表についての基本姿勢

第2 具体的な場面における対応（別添整理表は、各対応を図示したものである。）

具体的な場面における報道対応の在り方は以下のとおりである。

なお、個別の事情によって、対応を変更することもあり得る。

1

事実の

経過及び報道対応の結果を、適時に上級庁に情報提供する。

2

事実の経過及び取材対応の結果を、適時に上級庁に情報提供する。

ただし、事実の経過を、適

時に上級庁に情報提供する。

少年の逃走事故が発生した場合の報道対応の整理表(注1)

	報道発表			取材対応		
	発表の要否	発表の範囲	上級庁への 照会・情報提供	対応の要否	対応の範囲	上級庁への 照会・情報提供
(注2)			情報提供			情報提供
(注3)			照 会			情報提供

注1

注2

注3